

歳末たすけあい特別事業（令和2年度）実施要綱
（新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子どもと家族の支援活動）

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支援を必要としている子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮されています。

そこで、これまで子どもたちに寄り添って支援活動を行ってきたNPO等が、地域で増加すると考えられる課題を抱えた子どもと家族に対して、現状の新型コロナウイルス情勢を踏まえた緊急かつ柔軟な支援を行えるよう助成公募を実施します。

2. 実 施 山梨県共同募金会

3. 助成原資

- (1) NHK ウィズコロナ・プロジェクト『みんなでエール』寄付金
- (2) 赤い羽根「子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」寄付金等

※募金状況、活動状況により助成規模は調整をいたします。

(残額が出た場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、孤立を深める高齢者の見守り活動等に活用させていただきます。)

4. 助成金額 上限5万円（1団体あたり）

※申請数及び募金実績によって申請額どおりに配分できないことがあります。

※募金実績額等によって、助成金額が増加する場合があります。

5. 助成事業対象期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）までに実施される活動を対象とします。

6. 助成対象団体等

- (1) こども食堂や学習支援など、山梨県内の子どもやその家族に対する支援活動の実績がこれまでにある民間非営利団体であることを要件とします。法人格の有無は問いません。（団体が活動するうえで最低限必要である会則等が整備されていることが必要です。）
- (2) 本会が実施した「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」助成決定団体においては、事業完了報告書を本会へ提出済みであることを要件とし、申請を行うことが可能です。
- (3) 赤い羽根福祉基金 アサヒ飲料「こどもたちの明るい未来づくり基金」協働プログラムに係る助成決定団体および令和2年度事業実施の受配団体においては、事業及びその費用が明確に分かれていることを要件とし、申請を行うことが可能です。

7. 助成対象事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱える子どもとその家族を緊急的に支援する活動を対象とします（新型コロナウイルス対応として追加的に実施する事業）。

※活動例：山梨県内で取り組むこども食堂、食料品の配付やお弁当などの配食活動、学習支援等

- (2) 団体が行っている通常の活動は対象外とします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る緊急支援活動として、困りごとを抱える家庭の子どもたちとその家族を支援することを目的に展開している活動で、その目的に対して活動の効果や緊急性があること、その活動に伴う経費の必要性があることが、助成申請書から読み取れることを助成要件とします。

8. 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために使用した、下記(1)～(7)の費用を対象とします。

- (1) 食材や消耗品を購入した費用
- (2) 活動に使用した会場の賃借料や水道光熱費
※但し、団体及び団体関係者が所有する会場を使用した場合は、対象外とします。
- (3) 食品やお弁当等の配送費や配達する際の燃料費
- (4) 食品の配付やお弁当などの配食、学習支援などに伴う備品等資機材費
- (5) 学習プリントの作成やチラシ作成などの印刷費
- (6) ボランティア行事用保険料
- (7) その他、本会が適当と判断したもの
※人件費、団体の通常活動に係る経費、公的資金が充てられる費用は対象外です。

9. 申請方法および助成決定等

- (1) 別紙1「助成申請書」に必要事項を記入の上、申込期限までに山梨県共同募金会へ添付書類と共に提出を行ってください（メールでの提出可）。
- (2) 申請期限：令和2年10月16日（金）
- (3) 必要書類：助成申請書、役員名簿、会則・定款、令和元年度事業報告書・令和元年度決算書または団体の活動実績がわかる書類など
【備品購入の場合】見積書の写し、カタログ等の写しも添付すること。
※インターネット販売サイトの画面の印刷でも可。
- (4) 助成金の決定は、山梨県共同募金会から「助成金決定通知書」を交付し、行うものとします。

- (5) 助成決定団体は、活動終了後、1ヵ月以内に別紙2「事業完了報告書」および領収書のコピーを山梨県共同募金会あて提出いただきます。
- (6) 助成決定団体が次の項目に一つでも該当するときは、助成金の全額若しくは一部を山梨県共同募金会に返還していただきます。

- [1] 経理状況が極めて不良と認められるとき
- [2] 経理上不都合ありと認められるとき
- [3] 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき
- [4] 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- [5] 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき
- [6] その他、山梨県共同募金会が不相当と認めたとき

10. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人山梨県共同募金会

〒400-0022 甲府市北新 1-2-12

TEL: 055-254-8685 FAX: 055-254-8684

E-mail: toiawase@akaihane-yamanashi.jp